

青少年育成等の活動を行う団体に 助成金を交付します！



対象団体

大学のサークル等の団体で、
当館が実施する事業活動に、ボランティア
として参加協力する団体を対象とします。

助成内容

各団体が行う、青少年育成活動等の経費の
一部を助成します。
※ 詳しくは裏面をご覧ください。

公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構

福島県青少年会館

TEL 024-546-8311

FAX 024-546-8312

〒960-8153 福島県福島市黒岩字田部屋 53-5

ホームページ <http://fukushima-youth.com/>

福島県青少年会館

ボランティア団体活動支援事業

支援対象団体	大学のサークル等の団体で以下の要件を満たすこと。 1 青少年会館が実施する事業にボランティアとして参加協力すること。 2 県内に活動の拠点を有していること。 3 営利を目的としていないこと。 4 政治活動、宗教活動、特定の思想又は主義主張を浸透させることを目的としていないこと。
支援対象事業	1 青少年の自主的かつ健全な活動を助成する事業 2 青少年を取り巻く社会環境の浄化及び非行防止に資する事業 3 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者を地域において支援する事業 等
ボランティアの内容	1 青少年会館が実施する次の事業の運営補助 ふくしま青少年育成セミナー事業、「夏の思い出」ものづくり体験事業、福島っ子ガンバレ・レクリエーション普及事業等 ※ 詳細は当館ホームページを参照してください。 2 青少年会館が実施する環境整備美化活動等への協力
助成対象事業期間	交付決定を受けた年度内に実施した事業が対象となります。
助成金額	各年度1団体1回限り、5万円を限度とします。 (当法人の予算の範囲内での助成となります。)
助成対象経費	旅費、交通費、宿泊料、通信運搬費、印刷製本費、賃借料、消耗品費、謝金などとし、飲食費や懇親会費などは助成対象外とします。
申請受付期間	令和6年7月1日(月)～8月31日(土)
手続き等	1 助成希望団体は、当館指定の助成金交付申請書等を提出してください。 2 申請書類の審査を行い、助成交付の決定(却下)を申請団体に通知します。 3 助成金は、請求に基づき精算払いにて交付しますが、交付決定額の半額を概算払いすることも可能です。 4 事業終了後、30日以内に実績報告書を提出してください。概算払いした助成金に残額が生じた場合は返還していただきます。 5 申請様式など、詳しくは当館ホームページに掲載している『福島県青少年会館ボランティア団体活動支援事業助成金交付要綱』をご覧ください。
問い合わせ・申込先	公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構 福島県青少年会館 〒960-8153 福島市黒岩字田部屋 53-5 TEL024-546-8311 FAX024-546-8312